

申請様式 2 - 2 : 技術者等の保有資格

No.	氏名	技術者数									備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
		フォレストワーカー (林業作業士)	フォレストリーダー (現場管理責任者)	フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター (上級又は中級)	低コスト作業路企画者又は技術者	技術士	林業技師	フォレスター (森林総合監理士)	
		○印をつけた資格等の番号と取得年月日を記載する									
1	植杉 密夫		○	○					○		② H24. 5. 20 ③ H29. 5. 22 ⑧ H28. 3. 10
2	唐松 紅葉				○	○		○			④ H26. 2. 20 ⑤ H29. 11. 12 ⑦ H29. 3. 10
3	国林 有美				○					○	④ H27. 5. 20 ⑨ H29. 2. 19
4	檜山 緑		○				○				② H24. 5. 20 ⑥ H28. 3. 10
5	赤松 太	○							○		① H28. 5. 20 ⑧ H29. 5. 22
6											
7											
計		1人	2人	1人	2人	1人	1人	1人	2人	1人	

備考

- 「技術者数」欄には、直接雇用する技術者等について申請時点において取得している資格が複数ある者のみ氏名を記入し、該当欄に○印を記載してください。
なお、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用する者としてください。
- 「備考」欄には、それぞれの資格についての取得年月日又は修了年月日を記載し、資格者証等の写しを添付してください。
- フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10 林野組第36号林野庁長官通知)に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者をいいます。
- 森林施業プランナーとは、森林施業の方針や事業収支を示したプランを森林所有者等に提案し、合意形成を図る能力を有する者として、森林施業プランナー協会により認定された者をいいます。
- 森林作業道作設オペレーター（上級又は中級）とは、林野庁の助成を受けて行われる林業事業者向けの指導者研修上級・中級と初級からなる「森林作業道作設オペレーター研修」のうち、上級又は中級研修を修了した者をいいます。
- 低コスト作業路企画者又は技術者とは、林業機械化センターで実施された都道府県及び関係団体等の技術者向け研修である「低コスト作業路企画者養成研修」又は「低コスト作業路技術者養成研修」を修了した者をいいます。
- 技術士とは、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（技術士補を含む。）をいいます。
- 林業技師とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士をいいます。
- フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者をいいます。

申請様式 2 - 3 : 生産実施体制の確保

直近の事業年度の平均的な作業体制を記載する

1 実施体制

(1) 直近事業年度の作業班体制

区 分		班 数		人 数	
直 雇	素材生産班	3	班	12	人
	造林班	1	班	5	人
下 請	素材生産	1	社 1 班	社	人
	トラック運搬		社	2	社 6 人
	造林	1	社 1 班	社	人

備考

- 1 : 樹木採取区における事業に従事するものについて記載してください。
- 2 : 下請の区分欄には素材生産、運材等の業務の種類を記載してください。

「下請」は、申請者が元請負者となり、下請負者を使用して事業実施した際の下請分

(2) 直近事業年度の下請負者との業務分担

工 程	申請者による実行	下請負者による実行
伐倒・造材	チェーンソー伐倒、ハーベスタ伐倒・造材、搬出	チェーンソー伐倒・造材、搬出
トラック運搬	—	積み込み、トラック運搬
造林	現場管理、地拵え（伐倒と合わせて実施）	防護柵設置、植付

備考：樹木採取区における事業に従事するものについて記載してください。

直近の3事業年度の事業実績数量を記載する

2 素材生産等の事業実績

区 分		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
元 請	主伐	7,700 m ³	7,400 m ³	6,400 m ³
	間伐	800 m ³	500 m ³	400 m ³
	作業道開設	3,300 m	2,800 m	2,300 m
	造林・保育 (植付)	10.5 ha	11.25 ha	8.4 ha
	その他			
下 請	主伐	2,100 m ³	1,200 m ³	2,000 m ³
	間伐	400 m ³	500 m ³	600 m ³
	作業道開設	1,000 m	1,100 m	1,100 m
	造林・保育 ()			
	その他 ()			

「下請」は、申請者が下請負者として事業実施した際の申請者請負分を記載

申請様式 2 の 2 の素材生産量と申請様式 5 の 1 (1) 過去の実績と整合

備考

- 1 : 直近で事業を実施した過去3年度分の実績を記載してください。3年は連続していることを要しません。
- 2 : 事業実績には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載してください。
- 3 : 主伐及び間伐については、素材材積としてください。

申請様式3：資産及び収支その他の経理の状況

(規則第28条の7第2号関係)

以下該当する項目にチェックをし、表中に必要な事項を記入してください

1 法人の場合

申請者が法人の場合はこちらの該当する項目にチェック

(1) 経理状況

- 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である。

連結子会社がある場合は併せて判断するので、単体及び連結の財務諸表の提出又は表の記載が

必要

連結していない子会社については提出又は表の記載不要

① 貸借対照表の要旨

区分		(平成 30 年度)	(令和 元 年度)	(令和 2 年度)
資産	流動資産	286,523,000	299,456,000	320,105,000
	固定資産	93,371,000	95,366,000	96,958,000
	繰延資産	0	0	0
資産合計		379,894,000	394,822,000	417,063,000
負債	流動負債	201,412,000	214,568,000	234,521,000
	固定負債	66,782,000	67,264,000	64,205,000
	負債合計	268,194,000	281,832,000	298,726,000
純資産	資本金	24,500,000	24,500,000	24,500,000
	資本剰余金	2,185,000	2,185,000	2,185,000
	資本準備金	1,400,000	1,400,000	1,400,000
	その他資本剰余金	785,000	785,000	785,000
	利益剰余金	82,565,000	84,278,000	90,545,000
	利益準備金	79,620,000	81,245,000	87,225,000
	その他利益剰余金	2,945,000	3,033,000	3,320,000
	自己株式	△ 926,000	△ 959,000	△ 1,234,000
	評価・換算差額等	3,376,000	2,971,000	2,326,000
純資産合計		111,700,000	112,975,000	118,322,000
負債及び純資産 合計		379,894,000	394,807,000	417,048,000

② 損益計算書の要旨

区 分	(平成 30 年度)	(令和 元 年度)	(令和 2 年度)
売上高	295,000,000	221,000,000	288,920,000
売上原価	213,520,000	174,430,000	202,430,000
売上総利益	81,480,000	46,570,000	86,490,000
販売費及び一般管理費	55,678,000	23,450,000	54,987,000
営業利益	25,802,000	23,120,000	31,503,000
営業外利益	500,000	480,000	500,000
営業外費用	1,200,000	1,200,000	1,200,000
経常利益	25,102,000	22,400,000	30,803,000
特別利益	0	0	1,200,000
特別損失	120,000	0	6,000,000
税引前当期利益	24,982,000	22,400,000	26,003,000
法人税等充当額	15,000,000	15,000,000	15,000,000
税引後当期利益	9,982,000	7,400,000	11,003,000

③ 自己資本比率及び経常利益金額等

区 分	(平成 30 年度)	(令和 元 年度)	(令和 2 年度)
自己資本比率 (%)	29	29	28

経常利益	25,102,000	22,400,000	30,803,000
減価償却費	8,850,000	6,630,000	8,667,600
経常利益金額等	33,952,000	29,030,000	39,470,600

備考

- 1：直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出した場合は①及び②の記載を省略できます。
- 2：設立後3年に満たない法人については、設立後の過年度分の経理状況を記載してください。

「経常利益金額等」とは損益計算書の経常利益の額に当該損益計算書の減価償却費の額を加えて得た金。

額

(2) 経理の分離

- 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理は、他の事業実施に関する経理と分離可能である。

経理の分離ができることが必要

2 個人の場合

(1) 経理状況

- 経理状況が良好である 申請者が個人の場合はこちらの該当する項目にチェック

※ 直近の事業年度の資産状況において、負債が資産を上回っていないことが必要です。

※ 青色申告決算書等の写し（3年分）を添付してください。

「納税証明書」とは、(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)

納税状況

別紙第9号書式その3又はその3の2)の写し

区分	()年度	()年度	()年度
所得税納付状況			

備考：直近3年分の納税証明書の写し等を提出した場合は納税状況の記載を省略できます。

(2) 経理の分離

- 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理は、口座を分けるなどにより収支を明確にすることが可能である。

経理の分離ができることが必要

申請様式4：樹木料の算定の基礎となる額（申請額）

（法第8条の9第1項第5号関係）

区 分	み 額（税抜き）
樹木料の算定の基礎となるべき額 (A)	17,181,000 円
申請額 (B)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 円
割増率 (B) ÷ (A)	○ . ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

森林管理局で記載済

備考

1：金額は税抜きで記載してください。

2：割増率は、申請額を樹木料の算定の基礎となるべき額で除した値で、小数点以下第9位を四捨五入してください。

(A) 以上の金額を記載すること

申請様式5：木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項

(法第8条の9第1項第6号関係、規則第28条の8関係)

本記載例では6,000m³/年としているが、実際の申請書は5,000m³/年として作成すること

以下に留意して提出してください

- ※ 樹木採取区から供給される素材の量は、6,000m³/年として各欄を記載してください。
- ※ 申請者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画に係るものに限る。以下「木安法認定」という。）を受けた者である場合であって、当該木安法認定に係る事業計画（森林の区域に申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。）の写しを提出したときは、本申請様式の記載を省略することができます。
ただし、当該事業計画の期間と設定申請に係る樹木採取権の存続期間が異なる場合、当該事業計画を共同して作成した者と本申請に当たり協定を締結した者が同一でない場合等、当該事業計画の写しだけでは選定ができないと国が判断したときは本様式に基づく追加資料の提出を期限を定めて求めることとなります。
このため、当該木安法認定を受けた者でも上記に該当すると想定される場合は、あらかじめ本様式により提出してください。

- ※ 樹木採取権設定後の申請書類等記載事項変更申請（以下「変更申請」という。）に係る申請については、当初の申請から変更した箇所を下線を付して赤字で記載してください。

廃材等を利用している場合も、“原木”としてm³換算する。
ラミナ等半製品を仕入れて加工し製品にしている事業者は木材製品利用事業者等となる。

- 申請者等の経営状況
 - 過去3か年の申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標

区分	氏名又は名称	過去の実績				平均	目標 令和8年度以降	単位	備考
		平成30年度	令和1年度	令和2年度					
申請者	株式会社A林業	11,000	9,600	9,400	10,000	20,000	m ³	原木	
木材利用事業者等	*株式会社F製材	98,000	102,000	100,000	100,000	200,000	m ³	原木	
木材製品利用事業者等	*T木住建株式会社	3,600	3,300	2,100	3,000			製品	
その他の事業者									

目標は樹木採取区からの供給量以上の量が現状から純増となっていなければならない。
現状は過去の実績で記載した直近3年度の平均。

備考

- 1：申請者については、過去3か年の素材生産量の実績（各年度及び平均）を記載してください。
- 2：木材利用事業者等については、過去3か年の木材（原木）消費量の実績（各年度及び平均）を記載し、該当する年度を表題行に記載してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 3：木材製品利用事業者等については、過去3か年の木材製品消費量の実績（各年度及び平均）を記載してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 4：単位は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入することとし、備考欄に原木、製品の別を記載してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。

5：主要取引先（別紙17「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る九州森林管理局長の処分に関する審査基準等」（以下「審査基準等」という。）第1の1（1）ウ（オ）の要件に係る木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）は、氏名又は名称に※印を付してください。

6：目標については、樹木採取権の設定による目標として、申請時から5年を経過した年度以降（該当する期間を表題行に（ ）書きしてください。）の年間の計画量を記載してください。なお、卸売業などのその他のものを除き同様の取扱いと

樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用者等に供給される予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えている取引先のこと。該当なしの場合もある。

(2) 過去3か年の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

区分	氏名又は名称	主製品の取扱品目	生産・販売実績				単位	備考
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	平均		
木材利用事業者等	※株式会社 F 製材	集成材	30,000	30,000	30,000	30,000	m ³	製品
		製材	18,000	18,600	22,800	19,800	m ³	製品
木材製品利用事業者等	※T木住建株式会社	軸組工法住宅	121	112	78	104	棟	建築
その他の事業者								

備考

- 1：過去3か年の実績（各年度及び平均）について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに作成してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 2：取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 3：生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた的確な単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 4：木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください（電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください。）。
- 5：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

(3) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類）、社会保険の加入状況

備考

- 1：（1）に記載した木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに、必要な書類を添付してください。
- 2：財務諸表については、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知）の第9で規定する木材産業等高度化推進資金の利用を計画する場合にのみ、3に当該資金の利用を計画すると記載した事業実施者ごとに（1）に記載した過去3か年分に該当するものを添付してください。当該資金の利用を計画しない場合及び当該資金の利用を計画しない事業者は提出の必要はありません。
- 3：社会保険の加入状況については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、申請時点において適正に法定福利費を負担していることが分かる書類（保険料の領収書の写し等）を添付してください。

2. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間

(1) 取引関係に関する事項

木材（原木）の取引関係に関する事項			
申請者	その他の事業者	木材利用事業者等	期間
株式会社A林業		株式会社F製材	権利設定の日～ 令和13年3月31日 (権利設定の日から10年間)
<p>A林業は安定取引協定書の計画等に基づき、F製材の指定する期日までに協定量のスギ原木を納入する。 取引における取引時期、取引量、価格の決定・見直し方法については、安定取引協定書に記載。</p>			
木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	期間
株式会社F製材		T木住建株式会社	権利設定の日～ 令和13年3月31日 (権利設定の日から10年間)
<p>F製材は安定取引協定書の計画等に基づき、T木住建の指定する期日までに、指定する規格・量の2×4製品をT木住建の指定するプレカット工場に納入する。 取引における取引時期、取引量、価格の決定・見直し方法については、安定取引協定書に記載。</p>			

樹木採取区に由来する素材生産量は公募時に示す。
九州1球磨川樹木採取区では5,000m³/年、記載例は6,000m³

備考：申請者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との間で、協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載してください。

(2) 事業の計画量

① 素材生産量

(単位：m³)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	目標 令和8年度以降	備考
スギ	11,000 (1,000)	13,700 (3,700)	16,500 (5,000)	17,500 (6,000)	19,000 (6,000)	77,700 (21,700)	20,000 (6,000)	

備考

1：区分は、素材別に記載してください。

2：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。また、計画量

目標とする素材生産量の現状に対する増加量は、樹木採取区に由来する素材生産量以上でなければならない。記載例では、現状10,000 + 採取区由来増加量6,000 = 16,000 16,000よりも小さい数量の目標は不可 16,000 + 採取区以外増加量4,000 = 20,000

② 木材の取引

(単位：m3)

区分	木材利用事業者等	その他の事業者	現状	令和	令和	令和	令和	令和	合計	目標 令和 8 年度以降	備考
				3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度			
丸太 (スギ)	*株式会社 F 製材		1,000	2,000	4,700	7,000	8,000	8,000	29,700	8,000	
合計			1,000	2,000	4,700	7,000	8,000	8,000	29,700	8,000	

備考

- 1：申請者から供給する木材（素材）について、木材利用事業者等及びその他の事業者別に記載してください。区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について（ ）書きで記載してください。
- 2：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 3：現状は、過去3か年の単純平均値を記載してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

③ 木材製品の取引

(単位：m3)

区分	木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	現状	令和	令和	令和	令和	令和	合計	目標 令和 8 年度以降	備考
					3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度			
製材	*株式会社 F 製材		*T木住建 株式会社	1,800	2,500	2,500	3,000	3,000	3,000	14,000	3,000	60%
2×4材				0	0	3,600	3,600	3,600	3,600	14,400	3,600	60%
合計	樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用事業者等に供給される予定がある											

備考

- 1：区分は、木材利用事業者等が加工した木材製品別に記載してください。
- 2：計画量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
記載例では、協定取引である2×4材 $3,600 \times 100 / 60 = 6,000 \text{m}^3$
- 3：現状は、採取区からの供給量の5割 $6,000 \times 50 / 100 = 3,000 \text{m}^3$ を超えているので可
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。

(3) 木材生産流通改善施設の整備（木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に記入すること）

事業実施者	実施時期	施設等種類 (所在地等)	整備する施設等の規模 (機械設備、能力)	事業費 (千円)
株式会社 F 製材	令和4年 5月稼働 予定	製材施設 〇〇県〇〇●市	2×4スタッド製造ライン 原木消費量 100,000m ³ /年	4,300,000

備考：「施設等種類」の欄は、所在地のほか製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等の別を記載してください。

(4) 木材の新規需要開拓の内容

事業実施者	新規需要開拓の内容
T 木住建株式会社	株式会社F 製材が製品輸出に対応できる工場を新設し、スギ2×4用材を生産する。F 製材との連携により、これまで米材が主であった2×4住宅の部材のうち横架材以外についてスギ2×4材に転換する。 R 8年度以降の2×4材の使用量は3,600m ³ /年（原木換算で6,000m ³ /年）

備考

- 1：連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について記載してください。
- 2：新規需要開拓とは、既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの（例：CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等）、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの（例：2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等）又はその他の取組（例：地元産材の活用により差別化を図る取組（顔の見える木材での家づくり等）、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等）を指します。
- 3：新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標（申請時から5年を経過した年度後以降の年間の計画量）を記載してください。
- 4：供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。

(5) 木材利用事業者等であって木材の引取りを行うものの所在地

木材利用事業者等	所在地
株式会社F 製材	〇〇県〇〇●市 製材工場（〇〇●市工場）

(6) 木材製品利用事業者等であって木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を

木材製品利用事業者等	所在地又は区域
T 木住建株式会社	〇〇県●●市 D社プレカット工場

(7) 実施期間 自： 権利設定の日～至： 令和 13 年 3 月 31 日
(権利設定の日から 10 年間)

3. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

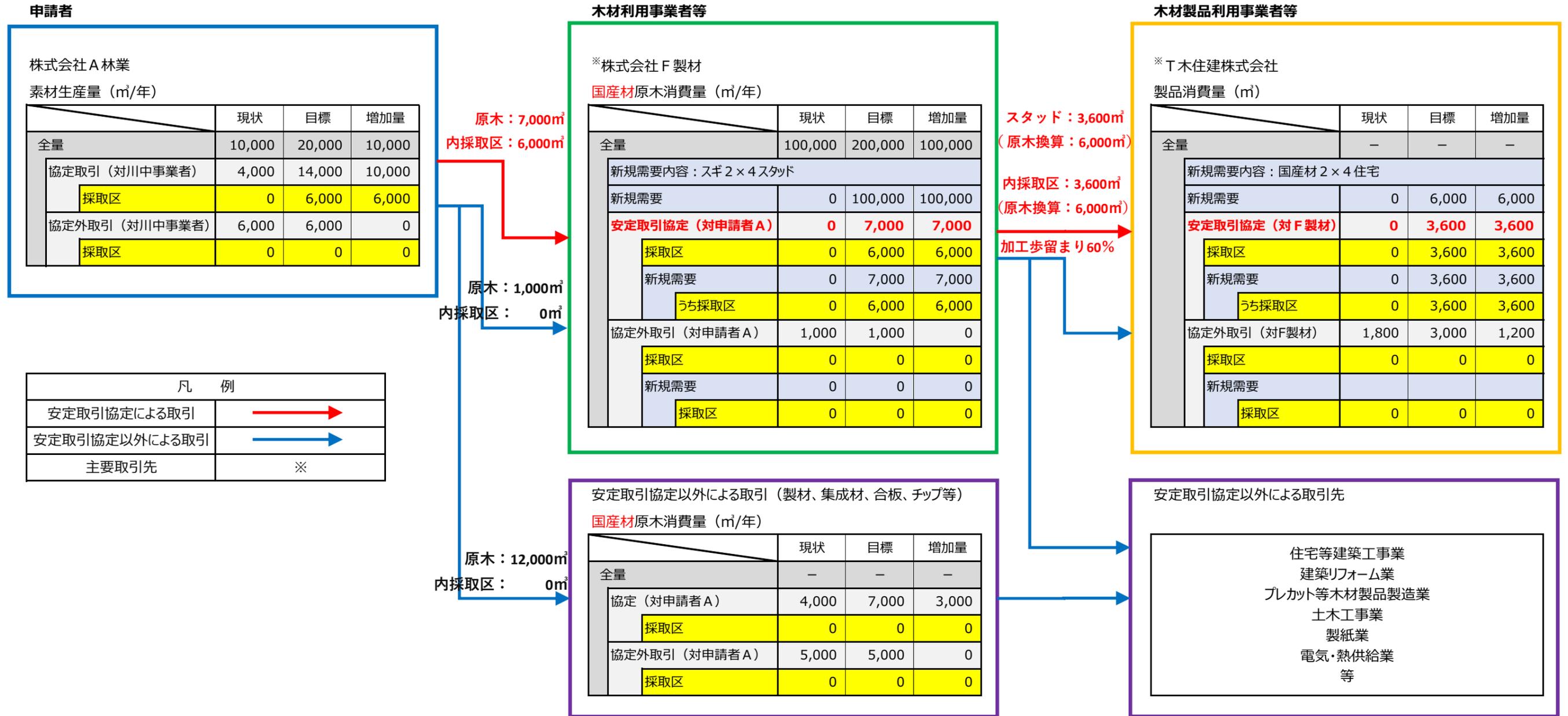
年度	事業実施者	資金区分	施設等種類	資金調達先別金額 (千円)				
				木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	合計
				短期資金	長期資金			
第1年度 令和3年度	株式会社A林業	設備資金	機械購入費	安定取引協定のために用意する資金を記載する				
		運転資金	権利設定料、樹木料の支払代金、人件費等					
第2年度 令和4年度	株式会社A林業	設備資金						
		運転資金	樹木料の支払代金 人件費等					
第3年度 令和5年度	株式会社A林業	設備資金						
		運転資金	樹木料の支払代金 人件費等					
第4年度 令和6年度	株式会社A林業	設備資金						
		運転資金	樹木料の支払代金 人件費等					
第5年度 令和7年度	株式会社A林業	設備資金						
		運転資金	樹木料の支払代金 人件費等					

備考

- 1 : 事業実施者（借受者）ごとに作成してください。
- 2 : 施設等種類の設備資金欄には、製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等を記載してください。
- 3 : 施設等種類の運転資金欄には、素材・製品の購入代金及び輸送費、機械・施設の使用料、作業労賃、木材の流通に係るコーディネート料、権利設定料、樹木料等必要とする資金を記載してください。
- 4 : その他欄には、木材産業等高度化推進資金以外の制度資金、県単補助金、自己資金等を記載してください。
- 5 : 木材産業等高度化推進資金を借り入れる場合には、所要資金額算出基礎を添付してください。

株式会社F製材、T木住建株式会社についても同様に記載

4. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図



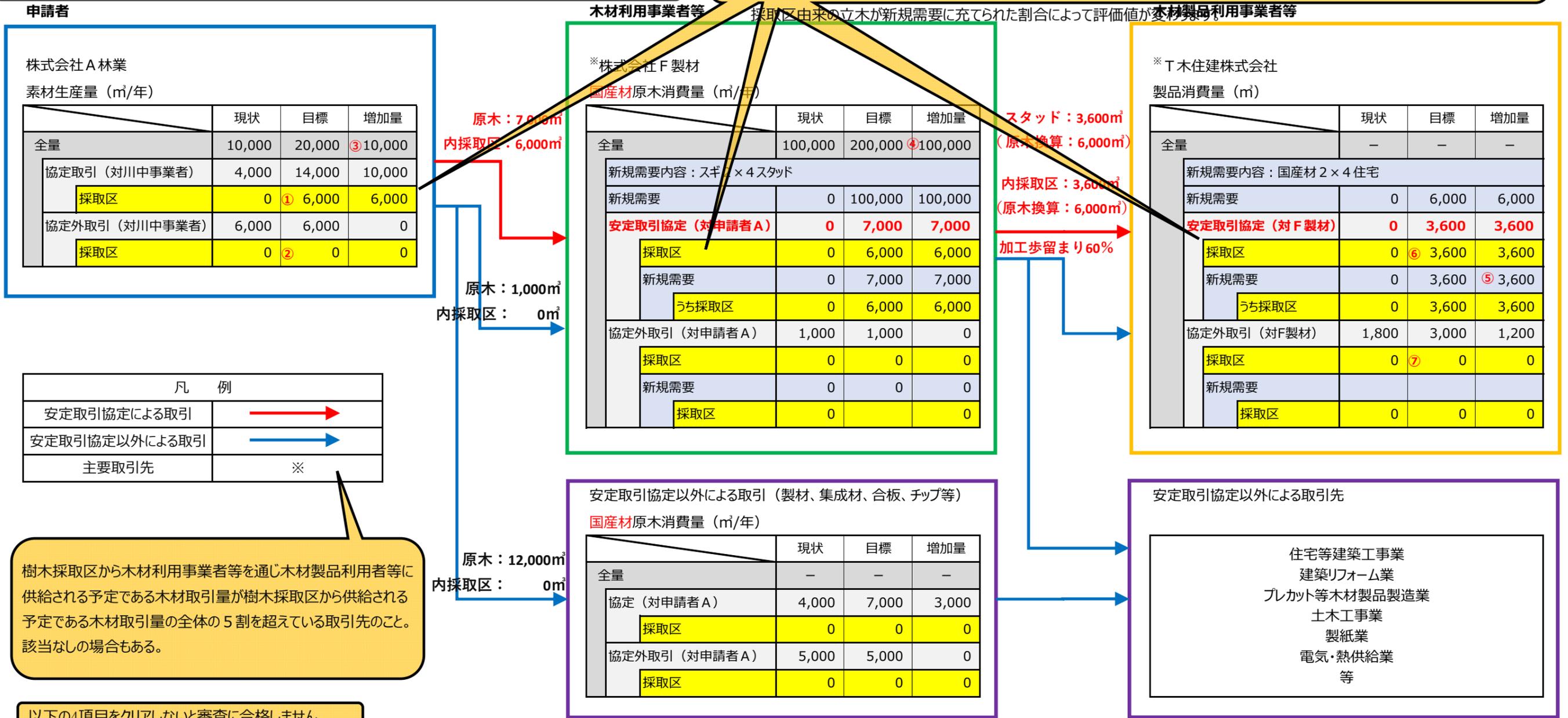
備考

- 1：事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）について記載してください。さらに、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
- 2：申請者は、素材生産量の現状（記載可能な直近の3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
- 3：木材利用事業者等は、原木消費量の現状（記載可能な直近の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を明記してください。
- 4：新規需要開拓の内容と目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）が分かるように記載してください。

4. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図

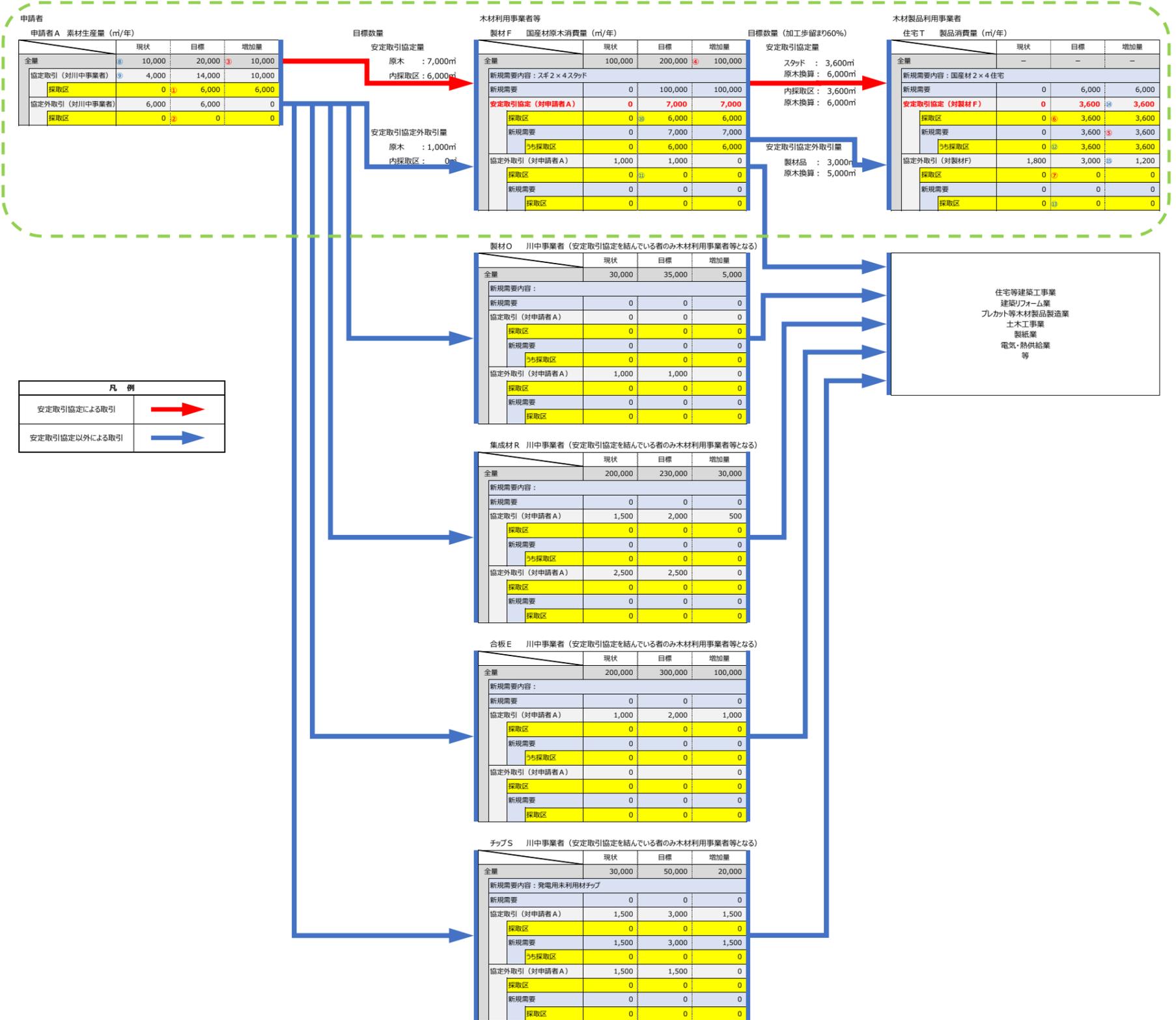
概念図作成あたっての注意事項です。記載例を元に解説します。また、別添参考資料もご確認ください。

黄色で示した採取区由来量は、トレーサビリティは要しません。
審査項目ではなく評価に用いますので、原材料として新規需要開拓に充てられる可能性のある最大量を（重複なく）記載してください。



- 樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用者等に供給される予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えていること（審査基準等 第1の1（1）ウ（オ））
 $(① + ②) \times 50\% \leq ⑥$ （原木換算） + $⑦$ （原木換算）となっていること。
 $(① + ②) \times 50\% = (6000 + 0) \times 50/100 = 3000$ $⑥$ （原木換算） + $⑦$ （原木換算） = $3600 \times 100/60 + 0 \times 100/60 = 6000$ $3,000 \leq 6,000$ となっているので基準をクリア
- 申請者（樹木採取権者）の国産材の取扱量が樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加すること。（行使の指針（別記）イ前段）
 $① + ② \leq ③$ となっていること。
 $① + ② = 6000 + 0 = 6000$ $③ = 10000$ $6,000 \leq 10,000$ となっているので基準をクリア
- 木材利用事業者等の国産材の取扱量が樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加すること。（行使の指針（別記）イ前段）
 $① + ② \leq ④$ となっていること。
 $① + ② = 6000 + 0 = 6000$ $④ = 100000$ $6,000 \leq 100,000$ となっているので基準をクリア
- 樹木採取区に由来する木材の供給量に相当する量以上の量が木材製品利用者等その他の取引先の新規需要開拓に充てられること。（行使の指針（別記）イ後段）
 $① + ② \leq ⑤$ （原木換算）となっていること。
 $① + ② = 6000 + 0 = 6000$ $⑤$ （原木換算） = $3600 \times 100/60 = 6000$ $6,000 \leq 6,000$ となっているので基準をクリア

申請様式5の作成にあたっての木材取引の整理(例)



【川上段階での審査・評価のための集計】

申請者	現状	目標	増加量
全量	10,000	20,000	10,000
協定取引 (対川中事業者)	4,000	14,000	10,000
採取区	0	6,000	6,000
協定外取引 (対川中事業者)	6,000	6,000	0
採取区	0	0	0

- 審査**
- 行使の指針 (別記) ア
 申請者 (樹木採取権者) の樹木採取区に由来する素材生産量が樹木採取区の森林資源の状況に鑑み適切なものとなるようにすること。
 ① + ② = 6,000m³ ← 申請様式5で森林管理局が示した数量
 - 行使の指針 (別記) イ前段
 申請者 (樹木採取権者) の国産材の取扱量が樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加すること。
 ① + ② ≤ ③
- 評価**
- 11 ■ 木材の安定取引の状況 (現状の評価 安定取引協定でなくとも協定による取引であれば可)
 ⑨ / ⑧ の割合によって評価。割合の高い方が高評価
- 23 ■ 生産量増加の割合
 ③ / ⑧ の割合によって評価。割合の高い方が高評価

【川中段階での審査・評価のための集計】

製材 F 国産材原木消費量 (m ³ /年)	現状	目標	増加量
全量	100,000	200,000	100,000
新規需要内容: スギ2×4スタッド			
新規需要	0	100,000	100,000
安定取引協定 (対申請者A)	0	7,000	7,000
採取区	0	6,000	6,000
新規需要	0	7,000	7,000
うち採取区	0	6,000	6,000
協定外取引 (対申請者A)	1,000	1,000	0
採取区	0	0	0
新規需要	0	0	0
採取区	0	0	0

- 審査**
- 行使の指針 (別記) イ前段
 木材利用者等々の国産材の取扱量が樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加すること。
 ① + ② ≤ ④
- 評価**
- 16 ■ 木材の地元利用 (木材利用者等が樹木採取区の所在する都道府県内にあるか)
 当該都道府県内にある木材利用者等のうち、(⑩ + ⑪) / (① + ②) の割合によって評価。割合の高い方が高評価

【川下段階での審査・評価のための集計】

住宅 T 製品消費量 (m ³ /年)	現状	目標	増加量
全量	-	-	-
新規需要内容: 国産材2×4住宅			
新規需要	0	6,000	6,000
安定取引協定 (対製材F)	0	3,600	3,600
採取区	0	3,600	3,600
新規需要	0	3,600	3,600
うち採取区	0	3,600	3,600
協定外取引 (対製材F)	1,800	3,000	1,200
採取区	0	0	0
新規需要	0	0	0
採取区	0	0	0

- 審査**
- 行使の指針 (別記) イ後段
 樹木採取区に由来する木材の供給量に相当する量以上の量が木材製品利用者等々の他の取引先の新規需要開拓に充てられること。
 ① + ② ≤ ⑤ × 100 / 60
 原木換算して計算。相当する量を見ているので、実際に採取区由来であることを要さない。安定取引協定が木材利用者等々までである場合は、木材利用者等々の新規需要開拓から計算。
 - 審査基準等通知第1の1 (1) ウ
 (オ) 樹木採取区から木材利用者等々を通じ木材製品利用者等に供給される予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えていること
 (① + ②) × 50% ≤ (⑥ (原木換算) + ⑦ (原木換算))
- 評価**
- 4 ■ 木材の新規需要開拓の具体性・確実性
 (⑫ + ⑬) / (⑫ + ⑬) の割合によって評価。割合の高い方が高評価
 ただし、新規需要開拓の内容によっては、新規需要開拓として評価されない場合がある。詳細は申請様式5-1のイによる

申請様式7-1：雇用の状況

1. 雇用の状況

雇用形態	現場作業職員数	事務系等職員数	計
常用 (うち通年)	7人 (7人)	2人 (2人)	9人 (9人)
臨時・季節	1人	人	1人
その他	1人	人	1人
計	9人	2人	11人

備考

- 1：「事務系等職員数」には、現場作業職員以外の全ての雇用労働者数を記載してください。
- 2：「常用」には、雇用契約において雇用期間の定めのない又は4か月以上の雇用期間が定められている雇用労働者数を記載してください。「通年」には、常用のうち1年以上継続雇用している人数を記載してください。
- 3：「臨時・季節」には、雇用契約において定められた雇用期間が4か月未満の雇用労働者数を記載してください。
- 4：「その他」には、常用及び臨時・季節のいずれにも当てはまらない雇用労働者数を記載してください。

備考8を参照し「○、△、×、1、2」のどれかを記載する

2. 社会保険・労働保険等への加入状況等

No.	現場作業職員名	雇用形態			地元雇用		社会保険・労働保険等への加入状況					実績 現場従事年数	備考
		直雇/下請	常用/臨時	適否	居住地	適否	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等		
1	山林 良男	直雇	常用	適	○○●市	適	○	○	○	○	○	○	
2	林野 林子	直雇	常用	適	○○●市	適	○	○	○	○	○	○	
3	国林 有美	直雇	常用	適	×××市		○	○	○	○	○	○	
4	杉山 緑	直雇	常用	適	□■市	適	○	○	○	○	○	○	
5	赤松 太	直雇	常用	適	□■市	適	○	○	○	○	○	○	
6	檜山 輝明	直雇	常用	適	○○●市	適	○	○	○	○	○	2	
7	唐松 紅葉	直雇	常用	適	□■市	適	○	○	○	○	○	2	
8	桐山 高志	直雇	臨時		□■市	適	○	○	○			○	
9	植杉 密夫	下請	常用		○○●市	適	○	○	○	○	○	○	社保等は下請負事業所で加入
計				78		89	9	9	9	8	8		

備考

- 1：申請時における全ての現場作業職員について記載してください。
- 2：「直雇/下請」欄には直接雇用者又は下請企業等の雇用者の別を記載し、「常用/臨時欄」には直接雇用者にとり、常用又は臨時の別を記載してください。なお、事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者とし、当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用した者を下請企業等の雇用者としてください。
- 3：「直接雇用かつ常用の者」の場合には雇用形態の「適否」欄に「適」と記載してください。
- 4：「居住地」欄には、現場作業職員の居住する市町村名を記載してください。なお、居住地（市町村名）が証明できる資料を添付してください。
- 5：現場作業職員のうち、申請に係る樹木採取区を管轄する森林管理署管内に居住している者には、地元雇用の「適否」欄に「適」と記載してください。
- 6：雇用形態及び地元雇用の「適否」欄の「計」には、「適」とする現場作業職員数が現場作業職員数の計に占める割合を%で記載してください。
- 7：「社会保険・労働保険等への加入状況」欄には、社会保険・労働保険等の加入状況について、該当欄に○印を記載するとともに、加入状況が確認できる資料を添付してください。なお、当該資料において被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、当該記号・番号等にマスキングを施したものを添付してください。
- 8：**森林管理局で記載済**、素材生産に関して現場従事実績が直近年度末までに3年以上ある場合は○印を、「2」を、1年以上2年未満の場合は「1」を、1年未満の場合は△印を、実績がなみ場合は×印を記載してください。素材生産に関する現場従事実績が1年以上3年未満の場合は、林業大学校等で2年間の課程を修了しているなど作業の質や安全性等に関して現場従事実績が3年以上ある者と同程度以上の能力を有していることを証する書面を添付してください。現場従事実績を1年以上有するとして現場作業職員については**熊本県**（樹木採取区の所在する都道府県名を記載すること。）の認定基準と同等の、現場従事実績を証する資料を添付してください。
- 9：「備考」欄には、当該作業職員について特記すべきことがあれば記載してください。

申請様式2の12と整合させて記載

参考様式：採取希望時期（任意提出）

1. 樹木採取権実施契約締結予定時期

	始期	終期
第1期	令和4年6月1日	令和5年3月31日
第2期	令和5年4月1日	令和10年3月31日
参考（第3期以降）	令和10年4月1日	—

2. 採取希望時期

森林管理局で予め記載済

区域番号	林班	小班	区画面積 (ha)	採 取 希 望 時 期			
				第1期			第2期
				1年目	2年目	3年目以降	
1	128	い	2.85	○			
1	128	ろ	2.11	○			
2	130	い2	16.82	—	—	—	○
3	130	ほ	5.11	—	—	—	
4	130	ち1	9.66	—	—	—	
5	131	い	5.42		○		
6	131	は	2.82		○		
7	131	に	14.56			○	○
8	132	は	2.55				○
9	132	ほ	6.24				○
10	132	と	28.68	○	○	○	
11	136	に	32.1				

備考

- 1：本様式の提出は任意です。国の計画等の策定等の参考として使用します。提出しないことで不利な扱いを受けることはありません。
- 2：採取希望時期欄の希望する期に○印を記載してください。
- 3：第1期に採取を希望する箇所は1年目採取希望箇所と2年目、3年目以降とを分けて記載してください。
- 4：第3期以降の採取を希望する箇所は空欄としてください。
- 5：樹木の採取に関する基準への適合の必要性等により、希望どおりにならない場合もあります。
- 6：採取希望欄に「—」が記載されている箇所については、該当期間の終期まで採取することができない小班であるため、何も記載しないでください。